第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被保険者に係る出入国関係情報

ハ　当該届出に係る被保険者に係る在留カード関係情報

［十九～二十八　略］

第十二条の二　第二条の表十の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第二十三条第一項の海事補佐人の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　海難審判法施行規則第二十四条の海事補佐人の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　海難審判法施行規則第二十六条の海事補佐人の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

四　海難審判法施行規則第二十七条（第三号に限る。）の海事補佐人の登録の抹消に関する事務　当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報

第三十一条の二　第二条の表二十九の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公認会計士法第十六条の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。次号及び第三号において同じ。）の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　公認会計士法第十六条の二第五項（第一号にあっては、同法第二十一条第一項第三号に係る部分のうち同法第四条第六号に係る部分を除く。）又は同条第六項において準用する同法第二十一条第二項（第二号及び第四号に限る。）の外国公認会計士の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

三　公認会計士法第十六条の二第六項において準用する同法第二十条の外国公認会計士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　公認会計士法第十七条の公認会計士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　公認会計士法第二十条の公認会計士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　公認会計士法第二十一条第一項（第三号にあっては、同法第四条第六号に係る部分を除く。）又は第二項（第二号及び第四号に限る。）の公認会計士の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

七　公認会計士法第三十四条の十の八の特定社員の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　公認会計士法第三十四条の十の十三の特定社員の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

九　公認会計士法第三十四条の十の十四第一項（第三号にあっては、同法第三十四条の十の十第九号に係る部分を除く。）又は第二項（第二号及び第三号に限る。）の特定社員の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

［新設］

第五条　［同上］

［一～十七　同上］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［新設］

［新設］

［新設］

［十九～二十八　同上］

［新設］